



# かかりつけ医を持ちましょう

まずは地域の診療所やクリニックにて「かかりつけ医」を持ち、当院での受診が必要な場合はできるだけ「紹介状」を持参してください。

## かかりつけ医

- 長期間の経過観察
- 日常的な診療
- 慢性疾患 など

専門的な医療が必要な場合

紹介状

逆紹介

症状が安定した場合

## 市立貝塚病院

- 重症・難病患者
- 手術・入院
- 高度な検査 など

## 「紹介状なし」で受診された場合の 選定療養費の金額が変わります

令和4年度の診療報酬改定時に「紹介受診重点医療機関」制度が新たに導入されました。「紹介受診重点医療機関」は、かかりつけ医等からの紹介状を持って受診いただくことを基本とする、より専門的な検査や治療を重点的に行う医療機関です。この制度の導入により、かかりつけ医と紹介受診重点医療機関の役割分担が明確になり、外来の混雑緩和やスムーズな受診につながることを期待されています。

当院は令和5年7月31日付で「紹介受診重点医療機関」に選定されました。

紹介受診重点医療機関においては、紹介状なく受診した患者様からは、初診時7,000円以上、再診時3,000円以上の選定療養費の徴収が義務付けられています。

令和6年1月1日から以下のとおり選定療養費の取り扱いが変更になりますので、お知らせいたします。制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

現在の初診時選定療養費  
**2,200円**(税込)

現在の再診時選定療養費  
**徴収なし**

令和6年1月1日～

**7,700円**(税込)

**3,300円**(税込)

※再診時は当院から他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診した場合に徴収いたします。

※特定の公費制度等で受診・救急搬送・救急医療事業における休日夜間受診の場合は徴収対象外になります。



市立貝塚病院

Kaizuka City Hospital